

会 議 録

附属機関又は 会議体の名称		令和2年度 豊島区収納対策本部 第2回税・保険料部会
事務局(担当課)		区民部収納推進担当課長
開催日時		令和2年6月22日(火) 午前11時00分～12時20分
開催場所		801会議室
議 題		(1) 令和元年度4公金の収納対策の実施状況、決算状況について(資料1-1, 1-2、2-1, 2-2, 2-3) (2) 新型コロナウイルスによる徴収活動の状況について(資料3) (3) 令和2年度収納推進基本方針(案) (資料4-1)
公開の 可否	会 議	<input type="checkbox"/> 公開 <input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 傍聴人数 0人
		非公開・一部非公開の場合は、その理由 極めて専門的かつ内部的な内容を含み、行政情報公開条例第7条第6号に該当するため
	会 議 録	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由 極めて専門的かつ内部的な内容を含み、行政情報公開条例第7条第6号に該当するため
出席者	委 員	区民部長、収納推進担当課長、税務課長、国民健康保険課長、高齢者医療年金課長
	そ の 他	
	事 務 局	区民部収納推進担当課長
提出された資料		資料1-1 令和元年度4公金の収納対策の実施状況について(概要) 資料1-2 令和元年度 収納推進基本方針 実施状況 資料2-1 税・保険料の令和元年度決算等状況 資料2-2 収納チャンネルごとの収納状況 資料2-3 納付案内センター稼働実績 資料3 新型コロナウイルスによる徴収活動(徴収猶予・減免)の状況 資料4-1 令和2年度 収納推進基本方針 【案】 机上配付資料 資料1-1、3、4-1

審 議 経 過

案件 1 : 令和元年度 4 公金の収納対策の実施状況、決算状況について

(1) 案件の説明

令和元年度 4 公金の収納対策の実施状況、決算状況について（資料 1 - 1, 1 - 2, 2 - 1, 2 - 2, 2 - 3）について事務局から説明

(2) 主な意見と質疑

【部会長】

L I N E P a y の実績については、どこかに載せているのか。

【事務局】

元年度は、導入するための予算を措置したという段階。今年度 6 月より運用が始まり、それなりの収納額が出てきているので今後注視していく。

【部会長】

元年度の実施結果には入れず 2 年度の報告に入れた方が良いのではないかと。資料 2 - 1 決算状況の 23 区順位についてはいつ判明するのか。

【事務局】

例年 7 月中旬ごろ東京都から報告が来るので、完成するのは本部開催間際になる。

(3) 結論

令和元年度 4 公金の収納対策の実施状況、決算状況について一同了承。

案件 2 : 新型コロナウイルスによる徴収活動の状況について（資料 3）

(1) 案件の説明

新型コロナウイルスによる徴収活動の状況について（資料 3）、事務局より説明。

(2) 主な意見と質疑

【国保課長】

徴収猶予については、介護保険課および高齢者医療年金課の保険料 3 課で、取扱いについて調整をしている。記載にバラつきがあるのは調整を受けて、また、広域連合が絡んでいるなどの理由が考えられる。記載については留意が必要である。

【部会長】

徴収猶予について記載する課とない課があると分かりづらい。制度としてはあるがコロナに伴う徴収猶予はないということなのか、そもそもないのか。通常行っていることが分からないと本部で議論しづらいのでは。

【高齢者医療年金課長】

コロナ発生に伴う徴収猶予の規定は、都広域連合において現在策定中である。

【国保課長】

コロナに関する徴収猶予については、納付相談の中で対応している。

【事務局】

税の減免は震災等のもの。コロナに伴う減免は無い。

【国保課長】

制度としては在るが、はっきりと徴収猶予するとしていないので、備考に入れたい。

【部会長】

資料3-2も同様で、本来4月に行っている督促を今回は5月に延期した、ということが分かるような記述にするべき。

【事務局】

検討し、事務局で調整する。

(3) 結論

新型コロナウイルスによる徴収活動の状況について（資料3）、一同了承。

案件3：令和2年度収納推進基本方針（案）（資料4-1）について

(1) 案件の説明

令和2年度収納推進基本方針（案）について、事務局より説明。

(2) 主な意見と質疑

【事務局】

コロナの影響はあるものとしても、やるべきところ、やれるであろうことを方針として掲げていきたい。

【税務課長】

今年度の新たな方針は、各单元の中に落とし込む形なのか。

【事務局】

各課で検討した結果、新たに方針としたい項目があれば出してもらって構わない。ただ、数年かけてこの5つに落ち着いている。本部では、例年この方針について説明し、最後に承認、提案を頂いている。

【部会長】

この5つの方針が4課の共通方針という理解でよろしいか。来月の本部でどこを判断してもらうかによって資料の作り方も変わってくる。基本的には従来の流れを踏まえつつ、でも、その資料で、どれが本部で判断してもらう方針なのかを説明できるかどうか。

【税務課長】

本部には、今年度の取り組みについて方針ごとに諮るのか、それとも5つまとめて一括で諮るのか。

【部会長】

どれが本部で判断してもらう部分なのかは明らかにしたほうがよい。方針というのがこの柱建てでよいのか、それとも例えば部局横断的な課題が発生していてそれを解決することを諮るのか、それをこちらから示す必要がある。実態に沿って、それは現場の課長がよく分かっていると思うので、そこを各課で考えてほしい。部局横断的な課題が無いのであれば、結局はこの柱建てが方針ということ。

【高齢者医療年金課長】

方針の資料については、毎年数値を更新するだけの資料になっている感も否めない

が、現状を確認するために必要ならば作る意義はあると思う。

【部会長】

収納対策本部としてではなく、実際に収納を行っている各課に何らかの方針がないと動きにくいのであれば方針は必要だろう。ここに挙げている方針のもとに引き続き行っていくということであれば、それは、そうした説明の仕方になってくるだろう。その辺りを整理した方が良い。

【国保課長】

今年は、コロナがあり、本来だったら年度当初に方針を立てるべきであったと感じている。

【部会長】

コロナの収束は、まだ先だろうと思われる。コロナについての対応を表現していくことは重要な切り口だろう。コロナに関する方針を別にまとめ、本部で判断を仰ぐ必要があるか。柱建ての6番目に、コロナの対応を加えるという形もあるかもしれないし、既存の5本に、それぞれ入れ込む形もあるかもしれない。いずれにしても本部には、今年度の収納対策を行う時にはコロナの影響があるということを目に見える形で報告する必要はあるだろう。

【税務課長】

「今年度の方針はこうだが、コロナの影響に伴い実際の収納は例年とは異なってくる」ということを今回の本部の趣旨にするのか、本部に何を諮っていただくかを明らかにした方が良い。それが定まらないと資料作成も方向性が決められない。

【部会長】

本来の収納対策方針とコロナ対応は、相反する性質のもの。これらは分けて整理したいということでもよろしいか。ただし、コロナの影響も無視出来ず、これから作成する資料4の2は、記述の中にコロナのことも出てくるだろうから、それを、どこかで分かるようにしてほしい。

【事務局】

各項目にはコロナに関する記述は含まれてくると思うが、方針の最後に総括を追加し、資料1-1の令和2年度の対応案に反映させる方法もある。

(3) 結論

令和2年度収納推進基本方針（案）については、一同了承。